

高齢者の

悪質商法被害防止キャンペーン 実施中

高齢者の消費者被害が急増し、深刻化していることから、笠間市消費生活センターでは、9月を「高齢者の被害防止キャンペーン月間」として、茨城県消費生活センターと連携して啓発活動を実施しています。

悪質業者は高齢者をねらっています！

高齢者のトラブルは、判断力の衰えをねらわれているだけではありません。
 高齢者は、「お金」「健康」「孤独」という大きな不安を抱えていることが多く、悪質業者が巧みにつけ込むケースがみられます。
 また、高齢者は家にいることが多く、電話勧誘販売や訪問販売にかかわるトラブルにあいやすいのも特徴です。



悪質商法にあわないために

事例1【電話で勧誘された場合】

「権利を高値で買い取る」「謝礼を払う」「名義を貸してほしい」などと持ちかけられた場合

興味がなければきっぱり断りましょう。
 勧誘電話には耳を貸してはいけません。
 話を長く聞くと販売業者のペースに乗せられてしまうことがあります。「興味がありません」とすぐにはっきり言って電話を切ってしまってください。

事例2【業者が家に来た場合】

屋根や水質の点検などと言って販売目的を隠して近づき、商品等（屋根工事、浄水器など）の購入をすすめられた場合

家に入れると断りづらくなるので、むやみに家に入れないようにしましょう。
 勧誘されてもその場で申し込まず、複数の業者から見積もりを取るなどして、契約は慎重に行うようにしましょう。
 勧誘することは法律で禁止されています。

こうした勧誘は毅然と断りましょう

◎【トラブルにあってしまったら】

電話勧誘販売や訪問販売などは、書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリングオフができます。詳しくは消費生活センターに相談してください。

◎【消費生活センターに相談しよう】

消費生活に関するトラブルは、年々巧妙化し被害額も大きく、より深刻化しています。解決のためには高度な専門知識が不可欠です。

消費生活センターでは、消費者を守る法律など専門知識を持った消費生活相談員が親身になって相談を受けています。

相談は無料。相談の秘密は守られます。

【問合せ】笠間市消費生活センター（友部公民館1階）《相談専用電話》Tel.0296-77-1313
 相談受付時間：火曜日～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

努力は人生の勲章だ

2学期生受付中

大いなる夢の実現

無料体験受付中

9月30日まで 本権減少人数クラス定員12名
 入会金無料 実施中

1クラス平均5～6名

キミという世界遺産を応援します

と・こ・と・ん・教・室

平成進學アカデミー

授業料 & 講習授業料
 2人目以降
 全員半額

日立校 ☎0294246373	大みか校 ☎02945412215	多賀校 ☎02943352415	小木津校 ☎0294436208	十王川原校 ☎0294391235	高萩校 ☎0293207711	磯原校 ☎0293436455	大津校 ☎0293463555	水戸校 ☎02912531722	ひたちなか校 ☎02912738553	那珂校 ☎02912981588	東海校 ☎02912877123	常陸太田校 ☎02947212100	筑西下館校 ☎0296255445	笠間友部校 ☎0296785560	笠間稲荷校 ☎0296721466
--------------------	----------------------	---------------------	---------------------	----------------------	--------------------	--------------------	--------------------	---------------------	------------------------	---------------------	---------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------